

法政大学

総長 殿

誓 約 書

私および保証人は、「海外フィールドスクール」（以下、「F S」）に参加し、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

一. F S実施前に行われる事前指導に出席し、F Sへの理解と参加の意識向上に努め、実施に関わる一切の手続について法政大学の指示に従います。

二. F S期間中（集合から解散まで）は、学習に専念します。

三. F S参加にあたっては、法政大学および日本国・訪問先・機関の法令・諸規則・慣例を守り教職員の指示に従います。また、これらに違反した場合はF S期間途中での帰宅指示を含め、法政大学が講ずるいかなる措置にも従います。

四. F S実施前の参加取り止め、またF S期間中の一時帰宅を含めた途中帰宅をする際には、法政大学の正式な許可を得ることを誓います。

五. F Sへの参加を事前に取り止める場合には、法政大学に対して訪問先・機関から請求されるキャンセル料および諸費用を支払います。

六. 上記三項および四項の場合も含め、F S期間中に途中帰宅した場合の既払い費用の返還の有無および返還金額については、法政大学が訪問先・機関から費用の返還を受けた場合に限り返還を受け得ること、返還金額は法政大学が実際に返還を受けた額から諸費用を控除した金額となることに同意します。

七. F S期間中に万一、事故・トラブル等が発生した場合についても、法政大学に直接の故意、過失の責任が認められない限りは、法政大学に対して損害賠償請求等の一切の責任追及はいたしません。

また、仮に法政大学の責任が認められる場合でも、学生の側にも故意、過失等の責任が認められる場合には、その程度に応じて法政大学の責任が減免されることに同意します。

八. F S期間中の疾病・傷害および所持品に対して被った損失・損害等の諸被害については、一切を本人の責任とし、学生教育研究災害傷害保険の規定を超える補償については、参加者自身が任意の旅行傷害保険に加入するなどし、補完するものとします。

九. F Sの実施前または期間中において、天変地異、紛争発生、治安悪化等、予測・予見不可能なやむを得ない事由が生じた場合には、法政大学あるいは訪問先・機関の判断においてF Sの中止・延期・期間短縮等の措置が取られることがあることに同意します。その場合には、費用の返還の有無および返還金額を含め、全て法政大学あるいは訪問先・機関の判断に従います。

以 上

年 月 日

本人

住所 _____

学生証番号 _____

氏名 _____ 印

保証人

住所 _____

氏名 _____ 印